

令和2年度

第3回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

### 第 3 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和2年6月17日（水）午後2時00分から午後3時30分

2 開催場所 静岡市役所 葵消防署5階53会議室

3 出席委員（19人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長） 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白石 正行 9番 杉山 寿郎

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 欠席委員（1名）

18番 松永 一雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第17号 令和3年度農林関係税制改正に関する要望について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第13号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定  
による届出について

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消しについて

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 青嶋 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、農地最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主査 山本 昌明、主事 寺園 理帆、主幹兼農地係長 望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美、主任主事 山本 雄輝

## 7 農地利用課職員

主事 寺園 理帆

## 8 会議の概要

議長 ただ今から、令和2年度第3回静岡市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、18番松永一雄委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

15番仁藤雅巳委員、16番堀越隆正委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第12号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第12号朗読】

計画は2ページから28ページの148件でございます。内容につきましては、担当の農地利用課職員から説明いたします。

農地利用課 それでは、本日6月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます令和2年6月30日に公告を予定している所有権移転、農地中間管理事業、及び利用権設定促進事業については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画案につきましては、2ページから28ページにありますとおりで、売買及び貸借契約数としては148件です。まずは所有権移転です。2ページをご覧ください。所有権移転する農地は、清水区の農地で合計面積が2,145㎡、売買

金額は30,000円です。申請事由ですが、譲渡人は農業経験がないため相続した農地の管理は難しく、また、譲受人は清水区の55歳の認定農業者で今後規模拡大をしたいと考えており、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。続いて農地中間管理事業です。今回の農地中間管理事業にかかる集積計画案につきましては、3ページから25ページにございますとおりで、貸借契約数としては131件191,797.32㎡になります。集積計画書案の表ですが、左側から、整理番号、公募地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が新規なのか更新なのかの記載となります。また、資料1に事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。各筆明細での総数131件に対して、貸借年数区分の合計件数が132件であるのは、出し手1件で10年と15年の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。また権利別内訳の合計件数が133件であるのは、出し手2件で賃貸借と使用貸借の両方の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。以上が農地中間管理事業にかかる説明となります。続いて利用権設定促進事業です。利用権設定促進事業は受け手と出し手の申し出により利用権を設定するいわゆる個人対個人の農地の貸借契約です。今回の利用権設定促進事業にかかる集積計画案につきましては、議案書26ページから28ページの整理番号132から147の16件の契約、30,963.11㎡です。集積計画書案の見方で中間管理事業と違うところは借手の住所氏名欄にカッコ書きで借手の年齢と経営面積の記載があります。借手が認定農業者である場合は、その旨も記載してあります。その右横の理由欄は、貸借契約の理由が借手の規模拡大によるものか、土地の連但性、つまり隣接する農地であり効率化を図るために貸借するか、を理由として記載してあります。右にいきまして10aあたりの借賃の欄の下あたりに支払方法の記載があります。またこちらも、資料1の2枚目に、利用権設定の事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。以上を、まとめますと、所有権移転2,145㎡、農地中間管理事業191,707.32㎡、利用権設定30,963.11㎡、合計224,815.43㎡です。簡単ではございますが、以上を持ちまして農用地利用集積計画

案の説明とさせていただきます。

議 長 次に、ただいまの説明に関連し、事務局から補足説明をお願いします。  
事務局 ただいま説明のありました農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第  
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、農地利用課職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第12号について、原案のとおり決定してよい  
でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 **【議案第13号朗読】**

申請は30ページに記載のとおり7件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審  
査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号16番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。  
現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規  
模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことことです。

9番 職員から説明がありました1件については、1班としては許可相当と判断しま  
した。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号17番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請  
事由ですが、譲受人は新規で農地を取得し、譲渡人は要望に応えるとのことです。  
こちらについては、先月の令和2年度5月総会議案第11号でご審議いただきました、農業委員会が定める別段の面積案の決定についてにて個別で下限面積を設  
定した案件に関連する申請です。整理番号18番、葵区の案件です。内容は記載  
のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、  
要望に応えるとのことです。整理番号19番、葵区の案件です。内容は記載のと  
おりです。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、  
要望に応えるとのことです。

11番 職員から説明がありました3件につきましては、許可相当と判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

事務局 3班です。整理番号20番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。

14番 職員から説明がありました整理番号20番については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議、よろしくお願ひします。

事務局 4班です。整理番号21番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、申請に及んだものです。整理番号22番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、申請に及んだものです。

15番 ただいま、事務局から説明のありました、2件について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

議長 発言もないようですので、議案第13号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

事務局長 **【議案第14号朗読】**

申請は31ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 4班です。整理番号3番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、本申請地は隣接地と0.6m程高低差があり、耕作に不便であるため、隣接地の高さまで盛土をしたく、申請をするものです。農地区分は農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用期間は4ヶ月間です。一時転用後はみかん畑として作付けする作付確約書が提出されています。なお、隣接土地所有者には、説明済みです。

15番 ただいま、事務局から説明のありました、1件について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は

挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第14号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第15号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第15号朗読】

申請は33ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号18番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、農作業用の駐車場スペースがないため所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号19番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家で生活しておりますが、子どもも生まれ手狭になってきたため、所有者に相談したところ話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

9番 職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号20番、葵区の案件ですが、令和2年6月9日付けで、取願が提出されました。

事務局 3班です。整理番号21番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、土木工事業を営む個人事業主です。資材置場及び駐車場が不足していることから、新たに資材置場及び駐車場を確保したく、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。申請地には、トラック2台、重機1台及び型枠等の建築資材を置く予定です。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討済となっています。なお、図面の申請地は特殊な形状をしておりますが、左下に突

出している箇所は法面となっていることから、使用できない箇所となっております。整理番号22番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、建設業を営む法人です。申請事由ですが、現在、近接する作業所に勤務する従業員用駐車場が不足していることから、新たに駐車場を確保したく、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。申請地には、従業員用普通自動車13台を置く予定です。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。代替性についても検討済となっております。

3番 職員から説明がありました整理番号21番、22番については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議、よろしくお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第15号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第16号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第16号朗読】**

申出は36ページに記載のとおり3件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号11です。当該生産緑地は平成27年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。今回の現地調査については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をふまえ、5月29日に事務局職員のみで現地調査を実施し、後日申出者へ電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。整理番号12です。当該生産緑地は平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。5月29日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。整理番号13です。当該生産緑地は平成24年と平成28年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。5月29日に事務局が現地調査を実施し、後日電話で聞き取りを行いました。地区



担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。

議長 ただいまの議案第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第16号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第16号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第17号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第17号朗読】

要望案は38、39ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 令和3年度農林関係税制改正に関する要望についてですが、こちらは今月の下旬が県農業会議への提出期限となっており、4月総会で全委員の皆さまに提出をお願いしたところです。要望内容につきましては、5月27日水曜日に開催しました、第1回農政対策委員会において、各委員の皆さまと提出案を決定いたしました。詳細につきましては、農政対策委員会の委員長より、ご説明いただきます。説明資料としましては、資料の2となります。それでは、委員長、よろしく願います。

7番 令和3年度農林関係税制改正に関する要望につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、普段どおりの農業経営は困難な状況にあります。一方、担い手は、従来どおり農地集積や経営面積の拡大により、経営基盤の強化を図り、効率的かつ安定的な農業経営や農業の健全な発展を推し進める必要があります。そのため、日常の暮らしが戻るまでの間、利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合において、登録免許税の免除措置を創設し、無税化すること及び、不動産取得税の現行制度を拡充して、全額を税額控除の対象とすることが必要と考えます。参考として、資料2の1ページは、令和元年度と平成30年度の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転の実績一覧となります。また、資料の2ページは、現在の登録免許税の税率の軽減および不動産取得税の課税標準の特例についての説明資料であります。以上のことから、農政対策委員会では、令和3年度の税制改正要望として、税率の軽減から一步踏み込み、無税化にすることで更なる経費削減を進めるため、提出要望として別紙案を決定

いたしました。

議 長 ただいまの議案第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 新型コロナウイルスによる具体的な影響はどのようなことがあるのか。

事務局 数値でお見せできる具体的な資料の用意がないのですが、新型コロナウイルスでの影響は他業種と同様に通常業務に関して悪影響が出ていると考えます。

3番 要望するにあたって具体的な実態をある程度把握していた方がいいと思うので、わかる範囲内で調べておいてください。

議 長 事務局確認をよろしくをお願いします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第17号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第17号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第12号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第12号朗読】

通知は41ページから44ページの19件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 整理番号4番については、他の賃貸借契約の更新に伴い、契約を一本化するため、合意解約しました。新たな契約は、今回の議案第12号で上程の農用地利用集積計画で貸借することになっております。契約期間は令和2年11月1日から令和7年10月31日です。整理番号5番については、賃貸人から住居建築の要望があったため合意解約しました。整理番号6番については、再開発事業の該当地のため、合意解約しました。整理番号7番と8番については、同一の解約理由です。賃借人の高齢による経営規模縮小のため、合意解約しました。すでに別の借り手が耕作しております。整理番号9番については、賃借人は畑総地区を中心に耕作するため、合意解約しました。なお、次の借り手は決まっています。整理番号10番については、賃借人の高齢による経営規模縮小のため、合意解約しました。すでに別の借り手が耕作しております。整理番号11番と12番については、同一の解約理由です。農地中間管理事業への切り替えのため合意解約しました。議案第12号で上程の農用地利用集積計画で貸借することになっております。契約期間は令和2年7月1日から令和12年6月30日です。整理番号13番と

14番については、同一の解約理由です。賃借人の労力不足により合意解約しました。現在、別の借り手を探しています。整理番号15番については、賃借人が病気により耕作不能となったため、合意解約しました。次の借り手については、一定期間は地権者で探し、その後は農協も協力する予定です。整理番号16番と17番については、同一の解約理由です。賃借人の労力不足により合意解約しました。12月公告にて再配分する予定です。整理番号18番と19番については、同一の案件になります。賃借人死亡のため、合意解約しました。12月公告にて再配分する予定です。整理番号20番と21番については、同一の案件になります。賃借人が茶価低迷による赤字経営のため、作業効率の悪い傾斜地を合意解約しました。現在、別の借り手を探しています。整理番号22番については、賃借人の労力不足により合意解約しました。現在、別の借り手は決まっています。

議 長 ただいまの報告第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第12号を終わります。

次に、報告第13号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第13号朗読】**

届出は46ページから51ページの54件がございました。その内訳は、4条の転用が19件、5条の転用が35件で、いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第13号を終わります。

次に、報告第14号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第14号朗読】**

届出は53ページから54ページの19件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第14号を終わります。

次に、報告第15号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第15号朗読】**

申出は56ページの1件がございました。取消しの理由については記載のと

おりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長           ただいまの報告第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長           よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第15号を終わります。

議 長           以上をもちまして、静岡市農業委員会第3回総会を閉会いたします。